

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 気象等予報計画

#### 第1 計画方針

この計画は、気象、火災等に関する予警報について、これを迅速的確に区民に周知するための方法などについて定める。

#### 第2 予警報

##### (1) 気象情報

一般予報や警報などの気象情報は、気象庁や京都地方気象台が発表する情報を基本とするが、警報など発表後の市からの状況や資料、防災上の注意事項などを具体的に解説するもの（補完的機能）や、テレビなどのメディアやインターネットなどからの情報も用いて補完する。

##### (2) 警報・注意報発表基準（京都地方気象台）

種 類	基 準 等
強風注意報	平均風速陸上 12m/ s 以上
暴風警報	平均風速陸上 20m/ s 以上
大雨（大雪） 注意報	表面雨量指数基準5（注1）、土壌雨量指数基準86（注2） 大雪）12時間の降雪深 20 cm
大雨（大雪） 警 報	浸水害）表面雨量指数基準9 土砂災害）土壌雨量指数基準 121 大雪）12時間の降雪深 50 cm
洪水注意報	流域雨量指数基準）竹野川流域 13.2 （注3） 複合基準）竹野川流域 5、13.2 （注4）
洪水警報	流域雨量指数基準）竹野川流域 16.6 複合基準）竹野川流域 5、14.9
特別警報	数十年に一度といった基準に基づき、気象に関する特別警報を発表。具体的には大雨、暴風、暴風雪等を要因とする特別警報の指標（発表条件）がある。

（注1）表面雨量指数基準は、浸水害リスクのため降雨により地表面に溜まっている雨量を示す指数

（注2）土壌雨量指数基準は、土砂災害リスクのため降雨により土壌中に溜まっている雨水量を示す指数

（注3）流域雨量指数基準は、河川上流域雨量による下流対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指数

(注4) 複合基準とは、表面雨量指数基準と流域雨量指数基準の組合せによる指数

### (3) 気象情報の種類

種 類	基 準 等
台 風 情 報	台風の強さ、位置等の現況、暴風域等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。
大雨（大雪） 情 報	大雨（大雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（降雪）の実況及び予測並びに警戒事項を報ずる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、河川の洪水災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量であることを報ずる。
土 砂 災 害 警 戒 情 報	大雨警報又は大雨特別警報発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が、監視基準に達した場合に報ずる。
そ の 他 の 気 象 情 報	長雨・低温・異常潮位等

### (4) 伝達系統

異常気象時等における緊急伝達は、京丹後市が行う防災行政無線で市民へ連絡がなされるため原則不要とするが、不測の事態に備え区長（事務員等含む）が迅速的な方法により、区内伝達先に連絡する。

### (5) 伝達方法

防災行政無線が利用できないなどの不測の事態が発生したときは、携帯電話や固定電話などを用いて、連絡先（ルート）を区長（区事務員等含む）から町内会長、町内会長から審議員、町内会長もしくは審議員から隣組長、隣組長から隣組に伝達するものとする。

なお、携帯電話、固定電話などが利用できない場合は、前記の連絡先（ルート）に地区事務員もしくは地区役員等が出向き直接伝達する。

## 第3 異常現象発見時の措置

### (1) 異常現象発見者の通報

人家に接近している山崖や道水路、農業用施設等において崩落等の災害等が発生する恐れがある異常な現象を区民が発見した場合は、区事務所（64-2137）または区長もしくは町内会長等に通報する。

### (2) 市への通報

区民から異常現象の連絡を受けた区長は、事務員もしくは町内会長等に確認のうえ、市役所総務課（69-740）もしくは大宮市民局（69-0712）のほか、施設管理者等に通報する。

### （3）災害発生のおれがある区域の区民等への連絡

区長は、災害の発生するおれのある地域の区民の安全を確保するため、地区役員や隣組長を通じて当該地域の隣組員等へ注意を促す。

また、市役所職員と現場を確認したうえで、必要に応じて地区避難所を開設し、当該地域の区民等に一時避難を勧める。

### （4）区民に対する周知徹底

異常現象発見時における連絡先は、地区防災訓練のほか回覧板等を用いて区民に周知徹底しておく。

## 第2節 防災知識普及計画

### 第1 地区防災計画に対する教育

#### （1）計画方針

区長等は事務員及び地区役員等に対し、防災研修や防災訓練等を通じて防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会を通じて区民に防災知識を普及し、防災意識の高揚を図る。

#### （2）区事務員及び区役員等への周知

区長等は地区防災計画が的確かつ有効に活用されるよう、防災に関する定期的な研修や講習会を開催し、その内容や運用等について徹底させることで、防災知識の周知に努める。

#### （3）区民への周知

区長等は区民に対し防災知識の普及を図るため、回覧板等を用いて周知を図るとともに、防災の心得や注意事項等について注意喚起する。

#### （4）普及の方法

地区役員及び区民等に対する防災知識の普及方法は次のとおりとする。

- ① 行政機関が作成し配布する広報紙やパンフレット等（チラシ等含む）
- ② 地区や公民館が作成し配布する刊行物もしくはホームページ等
- ③ 地区が開催する地区役員会等
- ④ 地区や公民館等が開催する防災研修会や防災訓練等
- ⑤ 口大野自主防災会や京丹後市消防団が実施する各種訓練等
- ⑥ 地区が大学等と連携し実施する各種事業等
- ⑦ 神社仏閣等が実施する各種防災訓練等

## 第2 防災関係必需品の確保

8

地区内の全家庭に対し、防災関係必需品や多機能の防災緊急用備品の常備化を促し、避難時にはこれら備品等を活用する。

### (1) 各家庭が準備する生活必需品

- ① 非常持ち出し袋等の必要性について、各種訓練等を通じて周知する。
- ② 非常時に備えるべき防災必需品や、非常持ち出し袋に確保すべきものなどについて、訓練や回覧板等を通じて周知する。
- ③ 避難先で3日分対処できる飲食物の確保を周知する。
- ④ 携帯電話、ラジオ、懐中電灯等に利用できる簡易発電機（手回し式）の確保や購入を推奨する。

### (2) 地区が準備するもの

- ① 地区避難所運営に必要な日用品を7日分程度備蓄する。
- ② 地区避難所運営に必要な炊出し備品等を確保し、炊出し窯等を設置する。
- ③ 地区避難所運営に必要な発電機を整備し、停電時の電源等を確保する。



## 第3節 防災資機材（器材）等整備計画

### 第1 防災資機材等の整備

災害時における区民の安心安全を確保し応急対策を円滑に実施するため、必要な防災資機材を地区で順次整備し、有事に際しその機能を発揮できるよう、常時点検整備する。

### 第2 防災資機材等整備計画

防災資機材の整備に当たっては、町内会長会議等で協議のうえ、年次導入計画を定め、地区が利用する資機材等のうち緊急を要するものから順次整備する。整備した資機材等は、地区役員等が毎年防災訓練時等において点検する。

なお、資機材等の確保に至っては市の助成制度などを活用するほか、区民からの寄付等を申し受けることとする。

### 第3 防災用資機材等の保管

防災用資機材は、防災倉庫、地区倉庫および口大野地区公民館内に保管する。また既設の資機材は、防災活動に支障のない範囲内で転用することも可能とする。

第4 防災用資機材の一覧

9

(1) 防災倉庫内

品名	数量	備考	品名	数量	備考
パイロン（赤）	14		発電機（900KVA）	1	ヤマハ製
パイロンバー（黄黒）	3		発電機（2000KVA）	1	ヤマハ製
土のう袋	15		バックアップ電源	2	BT75T
電源コードリール	2		バルーン投光器（一式）	2	
トラロープ（10m）	2		投光器（白熱灯）	1	
ハンドマイク拡声器	1		投光器（LED灯）	1	
単一乾電池	10		投光器（2灯式）	1	
水門ハンドル	2		ナイター照明（水銀灯）	2	
レスキューセット	1	自主防	プロパンガスコンロ	2	
イマージェンツブラケット	100	防寒	脚立（2m）	1	
釜（蓋つき）	5		立て看板 大3中2	5	
おしべり（ゴザ）10m	5		カケヤ	1	
簡易担架	2		軍手	8	
赤色誘導灯（FS10）	5		ナタ（斧）	1	

(2) 地区倉庫内

品名	数量	備考	品名	数量	備考
脚立（2m）	2		丸スコップ	1	
熊手	2		角スコップ	1	
クワ	1		4本爪フォーク	2	
簡易テント（大）	5		電動まき割り機	1	
簡易テント（中）	4				

(3) 公民館内

品名	数量	備考	品名	数量	備考
6点セット布団	10	押入れ	9点セット布団	10	押入れ
救急箱（電子体温計含）	1	事務室	避難所開設グッズ	1	階段下
ベンチ椅子釜戸3個口	1	玄関前	石油丸ストーブ	3	
灯油ポリタンク（18L）	3	階段下	石油ファンヒーター	4	
炊出し用 割まき		便所横			

--	--	--	--	--	--

## 第4節 防災訓練計画と地区内防災調査

### 第1 防災訓練計画

この計画は、当地区における防災体制の整備に必要な防災訓練の実施について、必要な事項を定める。

### 第2 地区防災訓練

区長は、この防災計画が災害時に十分活用されるよう市や大学等と協力し、各防災関係機関との緊密な連携、事務員や地区役員の防災組織員としての実務習得のほか、区民の防災思想の普及を図る。

#### (1) 訓練想定

あらゆる災害について、被害状況等を想定し訓練を実施する。

#### (2) 訓練対象者

訓練対象者は、地区役員関係者を対象とするもののほか、全区民を対象とするもの、市等の関係機関と合同で実施するものなど、訓練内容によって対象者を区分する。

#### (3) 訓練実施回数

訓練の実施回数は、少なくとも年1回以上実施し、区民の多くが極力参加できる訓練を計画するものとする。

#### (4) 自主防災会が実施する訓練

〇大野自主防災会は、自らの組織における訓練を計画する。

なお、この訓練に区民の参加を求める場合は、区長と協議し地区役員の協力のもと、区民に周知し多くの参加を得る訓練を実施する。

### 第3 地区内防災調査

当地区が把握している災害危険区域について、町内会長や審議員で年1回以上防災調査を実施し、各町内における危険個所の現状把握に努める。

#### (1) 防災パトロール

町内会長と審議員で各町内における災害時に危険が予想される個所の防災パトロールを実施し、危険個所の現状把握に努めるとともに、被害が予想される世帯や隣組についての状況把握をする。

#### (2) 防災関係機関への意見照会と回答

防災パトロールを実施する中で、被害想定が全く予測できない場合は、市役所職員や消防関係職員に同席を求め、被害予測や対処する方法等について

の意見を照会し回答を得る。

### (3) 被害想定区域の区民に対する事前連絡

町内会長と審議員は、防災パトロール実施後に被害が予想される区域の隣組長に対し被害予測等を連絡するほか、町内回覧板等にて隣組員に異常気象時等における被害等の注意喚起を促す。

## 第5節 今後地区内で予想される災害

### 第1 異常気象

#### (1) 風水害

台風や暴風雨等に関する風水害については、気象予報等から襲来時期が概ね予測できるものの被害までは予想できない。

したがって区民は、常日頃から人家に接する河川や山崖等は、出水期における危険個所としての認識を隣組長や地区役員と一緒にあって、高めておく必要がある。

#### (2) 地震

我が国は世界の中でも有数の地震国であり、当地区が多く被災した大地震として、直近には昭和2年の丹後大震災を経験しているが、内陸性直下型地震についての可能性を考えておく必要がある。

国は、総務省消防庁等で「地震時の心得10ヶ条」を啓発しており、区民も一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが極めて重要となる。

#### (3) 大雪

近年、当地区の降雪量は少ない傾向が続いており、地区内における近年の積雪深も1mを超えることは、ほとんど無い状況となっている。

しかしながら、当地区においても昭和38年の豪雪を経験しており、豪雪の可能性もあることから、家屋等の被害や人命に危険が生じる可能性がある。

### 第2 事故

#### (1) 火災

当地区の火災は、火の取り扱いの不注意から発生した案件がほとんどであるが、放火による可能性も考えられる。また、電気調理器具も普及しているものの、各家庭の調理燃料の多くがプロパンガスであり、ガス漏れによる爆発事故等の可能性もある。

峰山消防署や京丹後市消防団の予防活動により、地区内における火災発生件数は年々減少の傾向にあるも<sup>12</sup> 過去に大火災も発生しており、今後もさらなる防火意識の向上をもって、個々の家庭における注意が必要である。

## (2) 交通

交通網の発達で自動車等による多重交通事故、当地区内を運行する京都丹後鉄道における脱線事故、当地域を飛行する航空機墜落事故など、過去に地区内において発生したことのない予測がつかない事故災害等が発生する可能性も想定する必要がある。

## (3) その他

世界各国や国内において近年発生が見受けられる無差別凶悪犯罪やテロ行為が、身近で発生する可能性も想定する必要がある。

